

解体工事 & 建設リサイクル

E-con tecture

Ecology
Construction
Architecture

隔月刊 [イー・コンテクチャー]

隔月刊 E-con tecture 年6回 奇数月1日発行 通巻第77号
平成29年3月1日発行 平成19年7月6日第三種郵便物承認

自然と資源を再生し環境を創造する。

2017年 おかげさまで
創業60周年
白報

3

MARCH 2017



特集2

圧倒的に？不足する？ 「人」「車両」とその対策

解体・建廃業者の買い控えとリース・レンタル需要の急伸

特集1

解体・建廃 直近の仕事と今後の備え

第1部(解体編) 当面の市場は底堅いが、社保・企業経営・コンプライアンスにどう対応？
第2部(建廃編) 新築系は減少、解体系は増大、競争激化で求められる新ビジネスモデル

[E-Conインタビュー]

人手・車両不足が続ぎ、作業進捗の遅れも
(一社) 熊本県解体工事業協会 副理事長 星山一憲氏

建設汚泥処理士の「卒業廃棄物」条件について提言

ソイルマネジメント
Soil Management

【第60回】

(一社)泥土リサイクル協会

(一社)泥土リサイクル協会(愛知県稲沢市横地町12、☎0587-23-2713)は1月31日、都内で「泥土リサイクルを促進するために〈1時間でわかる『建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針』〉について」をテーマに会員企業向け勉強会を開いた。泥土リサイクルを促進するための提言として「建設汚泥処理士の卒業廃棄物」について言及し、卒業廃棄物となる条件について「必ずしも有償譲渡できなくても要求品質や環境安全性等の性能品質を確実に確保していることが客観的に評価できる技術により処理されていることが確認(証明)できる処理物であること」と述べた。

また、排出事業者向けに泥土リサイクルの適正度を図る「建設汚泥リサイクルチェックリスト」を協会のホームページ上で会員向けに公表したことなどを明かした。

建設泥土利用促進へ 通解書をまとめる

協会事務局長の野口真一氏は、今回の勉強会の開催に当たり、いま一度原点に帰り、協会がリサイクルを促進するという観点からプログラムを決めたと説明。建設泥土の工事内・工事間利用を促進するために、これまでの実績や知見を踏まえて泥土リサイクル協会としての考え方をまとめた「1時間でわかる『建設汚泥処理物の該当性の判断指針について』の通解書」について講演した。判断通知は建設汚泥をセメント・石灰等の固化材で安定化したり、脱水・乾燥させた「建設汚泥処理物」を利用するに当たり、廃棄物に

該当するか、有価物に該当するかを判断する際の基礎となる指針を示したもので、2005年7月25日に発出された。通解をまとめるに当たっては協会の環境法務アドバイザー・BUN環境課題研究事務所主宰の長岡文明氏、行政書士エース環境法務事務所代表の尾上雅典氏が監修した。

建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか否かを判断するものとして、(1)その物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思の5項目を定めて総合的に判断しなければならない。5項目の中でも(1)その物の性状、(2)排出の状況、(4)取引価値の有無の3項目は特に重要な判断要素と協会では位置づけており、指針に照らし合わせた根拠を示すことができなければ都道府県等の環境主幹部局に「廃棄物」と判断されることがあると説明。明確な利用計画がなかったり、あっても利用されなかったりした場合、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物と判断することはできないとした。

さらに現状で建設汚泥処理物が有償譲渡される市場が少ないことを踏まえ、それらの取引が経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断を求めており、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断するのではなく、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断しなければならないと述べた。

総合判断に当たっての各種判断要素の基準については、規制の対象となる行為ごとに

着手時点において判断しなければならない。物の性状について、建設汚泥処理物が要求品質ならびに環境安全性の基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物と判断される。過去の事例には要求を満たさない建設汚泥処理物が一部存在したことから、利用箇所のすべてで廃棄物として処分した事例もあると説明した。判断の方法として建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、(1)建設汚泥処理物が土壤の汚染に係る環境基準、「建設汚泥再生利用技術基準」に示される用途別の品質及び仕様書で規定された要求品質に適合していること、(2)このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用されていること、(3)処理工程の管理がなされていること、等の確認ができなければならないと話し、下記の通り協会の考え方を示した。

①「用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質」とは

建設汚泥処理土を再生利用する場合に求められる品質規定の一例を以下に示す。

1) 建設汚泥処理土適用用途に応じた品質区分

- ・第一種建設汚泥処理土から第4種建設汚泥処理土に区分し、原則としてコーン指数を指標とする。
- ・品質確認に当たっては、利用用途毎に設計図書で規定された要求品質区分への適合等を確認する。

2) 建設汚泥処理土の生活環境保全上の基準

- ・生活環境保全上の基準については、環境基本法に基づく土壤環境基準(溶出量基準)に加えて有害物の含有量基準とする(含有量基準については土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に準ずる)。
- ・建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥処理土が常軌の基準を満たしていることを分析証明書等で確認できるものとする。

3) 建設汚泥処理土の環境への安全性

- ・原泥が自硬性汚泥の場合やpHの高い固化材を使用して安定処理を行った場合は、処理土のpHが高くなる可能性があるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土、敷土等)が必要である。
- ・原泥が非自硬性汚泥で、石膏を固化材として使用した場合は、処理土にひとたび水が浸透していくと極端に強度低下を起こす、いわゆる再泥化となる可能性もあり利用用途において留意する必要がある。

②「このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され」とは

建設汚泥は発生源によりその性状が異なるうえ、処理量や固化材性能、天候等の処理時における条件も異なる。このように変化する条件であっても要求品質を満足できる技術であることを客観的に確認する必要があり、以下に評価内容と確認方法の一例を示す。

1) 泥土処理技術の評価内容

- ・建設汚泥の性状(建設汚泥の含水比や粒度分布は日々変化する)
- ・日当たり処理量(少量であればバックホウ攪拌でも対応可能)
- ・泥土処理総量(リサイクルすることのコスト価値)
- ・固化材ならびに添加剤の均一性(処理品質が一樣となる混練技術)
- ・降雨やオペレーター技量等に左右されない連続的な処理(安定した技術)

2) 採用する処理技術の客観的確認方法

- ・NETISによる事後評価の確認ならびに技術の位置づけ
- ・建設技術審査証明の取得
- ・他機関の評価(資源循環技術システム表彰、建設リサイクル表彰、土木学会環境賞等)
- ・当該技術の施工実績